

議案第五十七号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年六月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年六月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

一一五千元	二三五千元	三四〇千元	四六五千元	六二五千元	八〇〇千元
一〇五千元	二一五千元	二九五千元	三九五千元	五五五千元	七二五千元
一〇〇千元	二〇五千元	二八〇千元	三七五千元	五二五千元	六九〇千元
九五千元	一九〇千元	二六〇千元	三五五千元	四九〇千元	六五五千元
八五千元	一七〇千元	二三五千元	三二〇千元	四三五千元	五九〇千元
七五千元	一六〇千元	二二五千元	二九五千元	三九五千元	五五五千元

を

一四〇千元	二四五千元	三五五千元	四八〇千元	六五〇千元	八三〇千元
一三〇	二二五	三一五	四一〇	五七五	七五〇

一二〇	二一五	三〇五	三九五	五四五	七一五
一一五	二〇〇	二八〇	三七〇	五一〇	六八〇
一〇五	一八〇	二五五	三三〇	四五〇	六一〇
九五	一六五	二三五	三〇五	四一〇	五七五

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）  
 （別表の規定は、平成四年四月一日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。）
- 3 平成四年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。